

別表（第2条関係）

No.	種類	判断の目安
1 本市施設に係る事件・事故（重大なもの）※1		
(1)	施設共通事項	本市（指定管理者含む。）の管理責任によるもので、次のいずれかに該当する場合 ア 施設利用者が死傷し、その症状が中等症（※2） 以上の場合 イ 休館等の市民等の利用に大きな影響が生じる場合 ウ 市民等の身体・生命に重大な被害等が発生する可能性があった場合
(2)	施設の火災、設備の不具合	外部要因によるもので、次のいずれかに該当する場合 ア 死傷者が発生した場合 イ 休館等の市民等の利用に大きな影響が生じる場合
(3)	備品等の破損、盗難	第三者による行為によるもので、本市、市民等が重大な損害を受け、かつ、警察に被害届を提出した場合
(4)	爆破予告、不審者の侵入等	警察と協議のうえ、市民等に周知する必要があると判断する場合
(5)	ホームページ、業務システムの不具合	長期間にわたる窓口の閉鎖、ホームページの不具合等の市民等に多大な影響が生じる場合

2 本市職員の交通事故・不祥事件等		
(1)	公用車での人身事故	市職員による加害事故で、被害者の症状が中等症以上の 場合
(2)	公金等の不適正な取扱い	次のいずれかに該当する場合 ア 横領、窃取又は詐取に該当する場合 イ 紛失、盗難等で、重大な過失又は損害が認められ る場合
(3)	収入・支出における誤り	市民等又は事業者への影響が多大である場合
(4)	通知書等の誤交付・誤発行	市民等又は事業者への影響が多大である場合
(5)	その他非違行為	市職員が警察に逮捕された場合

3 その他		
(1)	職員、調査員等を名乗る詐欺行為	次のいずれかに該当する場合 ア 市民等又は事業者への影響が多大である場合 イ 公表することで犯罪の抑止、被害の拡大を止めることが期待できる場合 ウ 本市の責任が問われる場合
(2)	市民等の証明書等の不正取得	次のいずれかに該当する場合 ア 市民等又は事業者への影響が多大である場合 イ 公表することで犯罪の抑止、被害の拡大を止めることが期待できる場合 ウ 本市の責任が問われる場合
(3)	その他	市民等の身体・生命に重大な被害・影響が生じる場合

※1 委託事業者及び指定管理者が実施した本市の業務を含む。

※2 中等症とは、傷病の程度が重症又は軽症以外のものをいう。

(注) いずれの事案においても、警察が関与する事項の公表については、警察と協議のうえ決定するとともに、捜査協力を優先する。